

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成26年11月25日

戦略企画部

県民の声を受けて、11月4日及び同月17日に県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は37件ですが、このうち2件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は39件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A、B又はCを印した主な内容は3のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。 (件)

区分	提案 意見	苦情	要望	照会	相談	激励 賛同	その他	計
件数	19	9	8	3				39

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。 (件)

部局等	区分	既に実施 している	県民の声 を受けて 実施した	今年度内 に反映し たい	次年度以 降に反映 したい	施策の参 考とする	反映は困 難である	計
防災対策部		1						1
戦略企画部		1		1				2
総務部		5				4	2	11
健康福祉部		2				6		8
環境生活部		3						3
地域連携部		2	1					3
農林水産部		1	1			1		3
雇用経済部				1				1
県土整備部							4	4
出納局								
企業庁								
病院事業庁								
議会事務局								
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		1					2	3
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		16	2	2		11	8	39

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの（別表の整理番号欄にAを印したもの）

ア 職員の会議や勤務についての提案意見、要望 No. 4、No. 5

イ 職員のサービスや給料についての提案意見、要望、苦情 No. 6、No. 7、No. 8、No. 9

ウ 職員の対応についての苦情 No. 26、No. 32

(2) 職員の気付きにつながると思われるもの（別表の整理番号欄にBを印したもの）

ア 職員の会議についての要望 No. 4

(3) 「県民の声を受けて実施した」もの（別表の整理番号欄にCを印したもの）

ア 熊野古道センターについての苦情 No. 28

イ 田んぼの工事についての要望 No. 30

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成26年11月4日及び同月17日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A、B又はCを印したものは、今月の主な内容（11件）
- Aは職員に関するもの（8件）
- Bは職員の気付きにつながると思われるもの（1件）
- Cは「県民の声を受けて実施した」案件で、県民サービス向上のため業務の改善等へ反映したもの（2件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1 (29)	2014/9/24	電子メール	提案意見	大震災後の復興計画について	南海トラフ大震災後の三重県経済復興計画について、いかなる想定をお考えでしょうか。トラフ地震では、三重県は大津波で県の半分以上は海水にかかるような想定だと考えます。地震・津波はともかく、インフラの復旧後の医薬品や飲食品の流通や、三重県の産業の復興に関してどう考えておられますか。HPを見る範囲では、海産物は大きな打撃を受け、肉牛は今のうちに高台へ移すしか無い様に思います。海産物が売りの三重県で、どのようなフォローをしてゆくか、見解と考察と想定をお聞かせ願いたいと思います。水田が少ないのがせめてもの救いですが、海産物の復旧は養殖事業も含めて見通しが立てやすい部分です。近畿地方でも和歌山南部と三重県太平洋岸側は大打撃を予想するしかない地形です。ブランド戦略以上に流通分野での復興に関しての率直な意見をお聞きしたいと思います。	防災対策部	防災企画・地域支援課	この度は、貴重なご意見をいただきありがとうございます。県では、平成26年3月に、「三重県新地震・津波対策行動計画」を公表しました。本計画では、県が注力すべき対策の一つとして、「県民生活の再建復興への準備を進める」ことを掲げ、その具体的な取組として、今後、「三重県復興指針（仮称）」の策定を進めることとしております。頂いたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	すでに実施している
2	2014/10/20	電子メール	提案意見	「県政だより みえ」知事が行く！突撃取材！の動画について	10月号の「知事が行く！突撃取材！」で員弁総合学園高校レスリング部が紹介されていました。電子版でその時の様子を動画で拝見しましたが、バックの音楽の音量が大きくて知事の話や先生それに選手諸君の生の声が殆ど聞けませんでした。そこでお尋ねですが、どうしてバックの音楽の音量を大きくしてあえて会話が聞こえないようにしているのでしょうか。教えてください。	戦略企画部	広聴広報課	県では、いろいろな媒体の特性を生かして、情報発信に努めているところであり、この「知事が行く！突撃取材！」についても同様に取り組んでいます。発信方法は、取材内容を文字と写真でお伝えする「県政だより みえ」（データ放送版・紙版・WEB版）を中心とし、文字や写真ではお伝えしきれない取材先の雰囲気を感じとっていただくとともに、「県政だより みえ」をご覧いただくきっかけになればと、取材時の様子を3分程度のインターネット動画で配信しています。また、県広報番組「県政チャンネル 輝け！三重人」（三重テレビ放送）では、「知事が行く！突撃取材！」のテーマを掘り下げて、同月第4週目の金曜日に22時15分から放送しています。このようなことから、インターネット動画については、いただいたご意見を参考に、今後、画面への文字表示を増やす等、ご覧になっていただきやすい内容でお伝えできるよう、改善を図ってまいります。	今年度内に反映したい
3	2014/9/8	電子メール	照会	会議の公開基準と会議議事録の作成及び公開基準について	三重県が主催する会議において、会議を公開するか非公開にするかの規則及び基準を教えてください。また、会議における会議議事録の作成はどのようになっているのでしょうか。以前、「みえ女性活躍推進連携会議」の議事録公開を要望した際、担当課から次の通りの回答をいただきました。①会議については公開・非公開の扱いを各々の会議で決めており、会議録の公開につきましても各々の会議による。②今回の会議録については、新聞報道に関連してさまざまな意見をいただいたので全文を提供することにした。なぜ、会議の公開・非公開について、三重県として統一の規則がないのですか。また、なぜ会議録の作成や会議録の公開についての統一規則がないのですか。三重県は、行政の透明性・信頼性について、また、住民参加や官民協働について、どのような考えを持っているのか聞かせてください。現在、行政の透明性や信頼性を確保するために、何を行っているのか具体的な取り組みや規則を教えてください。また、住民参加を促すための取り組みとして、どのような事に取り組んでいるのか教えてください。よろしくをお願いします。	戦略企画部	情報公開課	三重県では、県政への県民参画を推進するとともに、県政の透明性、公平性を向上させるため、平成11年に「附属機関等の会議の公開に関する指針」を制定し、附属機関等の会議の公開に努めてきました。本指針の中で附属機関及びそれに類する会議について、原則公開するものとしています。ただし、非開示情報が含まれる事項について審議等を行うとき、会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められるときは会議を非公開とすることができますが、その決定は県ではなく、附属機関等の会長が当該会議に諮って行うものとしております。会議録の作成につきましても、本指針の中で、議事録又は議事概要を作成するものとしております。議事録又は議事概要の公開につきましては、情報公開・個人情報総合窓口での閲覧に供し、インターネットの県ホームページに登載するとともに、報道機関への資料提供等により公表に努めるものとしております。また、三重県では、三重県情報公開条例に基づいて県政情報の公開を進めているところですが、その目的について、条例第1条で「県民の知る権利を尊重し」と明記し、「県の諸活動を県民に説明すること」を県の責務として位置づけています。さらに、行政における意思形成過程で、県民の皆さんから、広く意見を募集し、提出された意見を行政に反映するため、「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針」（パブリックコメント制度）を定めています。	すでに実施している
4 (A) (B)	2014/10/9	電子メール	要望	県職員の会議時間の短縮と会議回数の削減について	私は三重県職員の会議時間を短縮し、会議回数を減らすことを要望します。県庁舎内で会議しているところをよく見かけますが、本当に必要な会議なのか疑問に思うことがあります。時間を決めて、その時間内に終わるように参加者全員が活発に発言すれば時間は短くできます。会議を開く前に、前もって会議の内容を知らせておけば、時間と回数を減らすこともできます。その会議が本当に必要かもう一度考えてください。	総務部	行財政改革推進課	ご意見ありがとうございます。「会議の終わる時間を決めて時間内に会議を終えるように参加者全員が活発に発言することで会議の時間を短くできる」、「会議を開く前に前もって会議の内容を知らせることで時間と回数を減らすことができる」というご意見はそのとおりだと思います。県では、例えば、今まで「会議時間は原則2時間以内」としていたものを「会議時間は原則1時間以内」に、また、「会議資料は必要最低限に、かつ、事前配布」「会議参加者は事前に資料に目を通し、発言すべきことをまとめておくこと」など、会議を効率的・効果的に行うために昨年度、全庁的に申し合わせを行ったところです。今後とも効率的・効果的な会議の実施に努めていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
5 (A)	2014/10/16	封書・葉書	提案意見	県庁の残業について	毎日遅くまで県庁の明かりがついています。県庁の仕事はそんなに忙しいのですか。日付が越えるくらいまでの時間まで明かりが点いていたこともありました。職員の健康状態は大丈夫なのでしょう。そこまで残業しなくてもいいように業務の見直し、業務の分担の見直し、人員配置の工夫などもっと努力されたらどうですか。そうすれば職員がもっと生き生き仕事ができるでしょうし、残業代も削減できます。県庁にいる職員で楽しそうに生き生き仕事している人は少ないように思います。暗い顔の人が多く個人的に感じます。	総務部	行財政改革推進課	ご意見ありがとうございます。県庁においては、県民ニーズの高度化・多様化や厳しい行財政環境の中で、労使協働で総勤務時間縮減運動をはじめワーク・ライフ・バランスの実現に向けた様々な取組を進めてきましたが、時間外勤務時間数や超長時間勤務者数が高止まりの状態にあり、必ずしも仕事と生活の調和がとれているとはいえない状況にありました。そうしたことから平成26年度から、職員一人一人のライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、業務の選択と集中、効率的・効果的な業務遂行により、これまで以上に県民の皆さんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立の実現に向けて、組織運営として、ワーク・ライフ・マネジメントを積極的に推進することとしています。	すでに実施している
6 (A)	2014/9/16	電子メール	提案意見	公務員の解雇について	公務員を解雇できるようにしてください。	総務部	人事課	地方公務員の任免については、地方公務員法に定められているところであり、今後も法に基づき、適正な人事制度の運用に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している

7 (A)	2014/ 10/9	電子 メール	苦情	職務中の携 帯電話の使 用について	三重県庁舎内の階段のおどりばで、私用で携帯電話で話をしている職員を見かけました。私用で通話することはやめてほしいです。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。ご指摘いただきましたとおり、勤務時間中の私用電話については、緊急時の対応など、必要最低限の使用にとどめるべきと考えます。職員の勤務態度やマナーについては、来庁される方をはじめとした県民の皆さまに不快感を与えないよう、かねてから研修や会議等の場で注意喚起しているところですが、今回のご指摘も踏まえ、引き続き、様々な機会をとらえて注意喚起を行ってまいります。	施策の参考とする
8 (A)	2014/ 10/17	電子 メール	要望	三重県職員 の給与値上 げについて	テレビのニュースで三重県職員の給与値上げのことが報道されていまして。事務職で平均8万円アップで、年収680万円だそうですね。ありません。今、アベノミクス効果で企業に至ってはその恩恵を受け、給与アップしたところもあるようですが、三重県内にそんな企業がいくつありますか。中小企業に勤める庶民は年収300万円ギリギリ生活している状態です。そんな中から支払った税金が自分の年収の倍以上もある公務員の方々の年収に使われるかと思うと嘆かわしく思います。三重県だけでなく、国全体の一般庶民のほとんどの方々が思っていることは増税の前に議員、公務員の減給です。そんな世の中で、三重県の公務員の給料を上げるなどと反発するようなことは止めていただきたいです。そうでなくとも、三重県は先にあった在日外国人の税金を半額にしていたことで悪い印象をもたれているというのに、これ以上三重県の評判を落とすようなことは止めていただきたい、ここにお願ひ申し上げます。	総務部	人事課	地方公務員の給与は、民間企業との比較、国家公務員や他の地方公共団体との均衡などを考慮して決められています。具体的には、民間給与の実態について、毎年、人事委員会が企業規模で50人以上かつ事業所規模で50人以上の従業員を有する民間企業から無作為に抽出し調査を行い、その調査結果に基づき、三重県知事等に対して給与に関する勧告を行います。知事は、この勧告を受けて、関係条例案を県議会に提案し、審議・議決を経て決定されることとなります。今年の調査結果では、県職員の給与が民間従業員の給与を1,256円(0.32%)下回っており、県職員の期末勤勉手当の支給割合(3.95月分)が民間企業の賞与の支給割合(4.12月分)を0.14月分下回っていることが明らかになり、民間に見合った水準に引き上げるよう10月15日に勧告されました。関係条例案の県議会への提案については、勧告の趣旨を尊重し、県の厳しい財政状況も見極めながら慎重に検討を行います。なお、勧告では、平成27年4月から国の総合的見直し後の俸給表に準拠し、県職員の給料を平均2.7%、最大4.7%引き下げるよう求めていることも申し添えます。いただきましたご意見も参考としつつ、今後も総人件費の抑制に努め、引き続き適正な給与制度・運用に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	反映は困難である
9 (A)	2014/ 10/16	封書・ 葉書	提案 意見	職員のメン タルヘルス について	近年、うつ病にかかっている人が多いですが、公務員も例外ではないと思います。県もメンタルヘルスケアに力を入れていると思いますが、気になるのはメンタルの病で休まれる職員がいる職場のことです。心や精神を病んで休んでしまうことは仕方がないと思いますが、その影響で同僚の方々の仕事は当然増えますよね。休まれる職員の担当する業務は当然誰かが引き受けなければなりませんから。そのような状況にある職場は少なくないと思われま。周りの職員は業務量が増える上に精神的ストレスも大きいと思います。メンタルで休む職員以上に周りの職員のメンタルヘルスにも力を入れるべきではないでしょうか。また、周りの職員がストレスを抱えないような職場環境作りが大切ではないでしょうか。	総務部	福利厚生課	職員の健康管理について貴重なご意見を頂き、ありがとうございます。ご指摘のとおり、疾病等により休暇を取得している職員が所属する職場では、周りの職員の負担が増えることが想定されます。このため、所属長が職員の業務分担等の調整を行うなど、特定の職員に過度の負担がかからないよう配慮しています。また、福利厚生課に職員のメンタルヘルス対策を行う健康開発室(ここからルーム)を設置し、職員がストレスや悩みを1人で抱え込むことがないように、早期に支援する体制を整えています。	すでに実施している
10	2014/ 10/15	電子 メール	要望	自動車税の 減免制度の 改善につい て	私は今まで10年以上身体障がい者の自動車税の減免を受けています。今年の3月には新車を購入し、初めて自動車取得税についても減免を受け、非常に助かりました。ところが、今年の7月にトラックによる追突事故に遭いました。廃車にはなりませんでしたが、大きな事故のため再度新車に乗り換えることとしましたが、現在の自動車税及び自動車取得税の減免制度では「既減免車が新車であった場合は減免を受けた日の翌日から2年間は、既減免車を移転登録しての減免申請は受理できない(ただし抹消登録の場合は申請できる)」となっております。このことに関し、自動車取得税について、一度減免を受けているので、短期間で2度の減免は受けられたいことは仕方ないことと思いますが、自動車税は1人1台で継続的に認めていただいていたのに、自分に責任のない事故によって、抹消登録をせずに新車に買い替えた場合(抹消登録しなかった理由は、抹消登録によって下取り価格が大幅に下落するため)、今回の例で言えば仮に今年の10月に再度新車を購入したとするならば、翌年度(平成27年度)の1年分減免を受けられないこととなります。自動車税は、減免を認めて頂けるのが1人1台であり、二重(2台)に減免を受けることはないで、変更の申請に2年間の制限を付ける必要はないのではないかと思います。つまり、自動車税に関しては購入年度のみ減免申請の受理が出来ないこととし、翌年度より減免を認めてもらえないと、同じ身体障がい者の方と同様の減免が受けられなくなります。自動車取得税は購入時に一度だけ課税されるのに対して、自動車税は毎年課税されるため、性質が違ふと考えられますので、同じ2年を適用しないことも可能であると思われるし、現に他県においては当該年度のみ減免を受けられないようにしていたり、自動車取得税と自動車税を別々に取り決めしている県もあります。来年度から自動車税の減免が受けられるように三重県の制度も早急に見直ししてください。よろしくお願ひします。	総務部	税収確保課	原則として、新車時に自動車取得税及び自動車税の減免を受けた場合、登録日の翌日から2年間は、既減免車を移転登録し代替車での減免を受けることはできません。(既減免車の抹消登録が必要となります。)ただし、お問い合わせのケースのように事情(事故等)により乗り換えが必要となった場合に、既減免車を移転登録し代替車を取得したときは、特例として、取得年度の翌年度以降の自動車税について減免を受けることができる場合があります。この場合、下記の2点にご注意ください。(1)代替車の取得時に課税される自動車取得税及び自動車税の納付が必要となります。(2)減免申請手続の際には、通常の申請手続に必要な書類の他、代替車取得時に課税される自動車取得税及び自動車税が納付済みであることが確認できる書類と事情の分かる書類(事故証明、事故車両の写真等)により確認させていただくこととなります。	すでに実施している
11	2014/ 9/16	電子 メール	提案 意見	屋上への太 陽光発電パ ネル設置に ついて	県庁のことで、節電を心がけるのはすばらしいことだと思いますが、なぜ屋上に太陽光発電のパネルを設置しないのかということです。ヘリコプターを常時使う必要もなく(必要なら向かいの駐車場を利用)、スペースとして無駄であると同時に、環境に関心を持つならばすべての建物の上に設置すべきであると思います。なるほどたしかに初期投資はかかりますが、回収はかなりいけるといいます。土日は完全に売電できますし、自家発電ができれば震災などの対応もできる何段構えの構造にできるはず。特に県議会の建物などにも設置できるよう積極的に働きかけてほしいと思います。	総務部	管財課	日頃より県庁にご理解・ご協力いただきありがとうございます。ご提案の太陽光発電のパネル設置についてですが、県庁舎行政棟においては、既存建物の耐震改修が完了しており、構造計算上も重量増加となる太陽光発電設備の追加設置は困難と判断しています。議事堂については、屋上中央部に曲面の屋根があり、また周囲には窓清掃用のゴンドラ設備があり、太陽光パネル設置可能なスペースが限られているため、太陽光発電設備の設置は予定していません。なお、庁舎建替え時に当初から太陽光発電設備の設置が考慮されていた伊賀庁舎、伊勢庁舎にはそれぞれ12kW、10kWの太陽光発電設備が設置されております。	反映は困難である
12	2014/ 10/8	封書・ 葉書	提案 意見	県庁の喫煙 室について	過日、県庁の県民ホール内の喫煙室で心置きなくたばこを吸うことができ、大変嬉しく有難いと思えました。喫煙室は一般来客の方々や県職員でほぼ満席の状況でした。昨今どこへ言っても「禁煙」、まるで犯罪者のような扱いを受け、日々肩身の狭い思いで生きています。貴県庁舎内は、各階に喫煙室が設置されているとのことですが、最近撤去された階があると聞きしました。全面的に撤去されるのではないかと大変危惧しています。どうか愛煙家のささやかな楽しみを奪うことのないように切にお願ひいたします。	総務部	管財課	ご意見ありがとうございます。三重県では、受動喫煙を防止する目的で、来庁される方や職員を含めた全ての喫煙者及び非喫煙者のために県庁舎内に喫煙室を設けています。なお、喫煙室の配置等については、現在、受動喫煙防止の観点から、関係各課が検討しているところであり、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	施策の参考とする
13	2014/ 10/14	封書・ 葉書	提案 意見	喫煙施設に ついて	所用で三重県庁に時々参りますが、貴庁舎内の喫煙施設でたばこが吸えることに感謝しています。なお、今の情勢に鑑みて、非喫煙者の方々にも配慮した喫煙施設が必要かと思っています。	総務部	管財課	ご意見ありがとうございます。三重県では、受動喫煙を防止する目的で、来庁される方や職員を含めた全ての喫煙者及び非喫煙者のために県庁舎内に喫煙室を設けています。なお、喫煙室の配置等については、現在、受動喫煙防止の観点から、関係各課が検討しているところであり、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	施策の参考とする

14	2014/9/26	提案箱	提案意見	県庁エレベーターについて	エレベーター内に案内看板が欲しいです。	総務部	管財課	貴重なご意見ありがとうございます。県本庁舎行政棟におきましては、本庁舎正面玄関口に1～4号機、東玄関口に5号機の合計5台のエレベーターを設置しています。5台のうち4台については、既にエレベーター内へ案内看板を設置しています。残り1台（3号機）については、荷物搬入専用エレベーターということで、案内看板を設置していません。エレベーター乗降口に向かって正面及び左右の側面に衝撃緩和措置としてクッション加工を施しています。そのため、他のエレベーターのように案内看板を設置するスペースが無く、また、クッション加工材の上に設置することもできないことから、案内看板の設置を見送らせていただきました。今回いただきました貴重なご意見を十分精査・検討し、皆様方に利用していただきやすい施設となるよう、なお一層努めさせていただきます。	施策の参考とする
15	2014/10/14	電子メール	苦情	調理師試験について	このたびの健康福祉部食品安全課の判断、対応に大変疑問を感じました。私は三重県で調理師試験を受ける予定でした。ちょうど台風19号が接近していましたので、試験は実施が延期か、大変気になりホームページを確認したり、何回か直接電話をかけたりしました。12日の午前9時の決定が試験を実施すると分かり、私の行動も決まったのです。私は遠方に在住していますので試験が実施されると確認できたら、前日に会場の津に入る予定でした。12日午前中にホームページで確認し電話でも実施の確認をしました。担当の男性職員は「気をつけておいでくださいね。」と私に言いました。私はすぐにホテルを予約し、電車を乗り継いで津に到着し、午後6時頃にホテルにチェックインしたのです。それから約10分後、桑名保健所から試験の延期の電話をもらったのです。午前9時の決定は最終決定と聞いていましたから、変更されるとは思わずただ茫然としました。実を言うと試験が実施されると聞いた時は少し意外な気がしたのです。自治体等はこのような場合は安全のために延期するだろうと私は予想していたからです。ですが、試験を実施すると聞いた以上、変更があるかとは思いません。もう最終決定は出ていたのですから。結論として、自治体の決定はもっともっと重く、慎重でなくてはならないと思います。安全を第一に考えて、結果、空振りでもかまわないです。ですが、早急な判断をし、かえって混乱を招くのは一番あってはならない事ではないでしょうか。	健康福祉部	食品安全課	今回の調理師試験について、試験の実施を急ぎ延期とさせていただいたことにより、大変ご迷惑をお掛けし、申し訳ありませんでした。お寄せいただいたご意見を真摯に受け止め、今後の試験運営に生かしてまいりたいと存じます。なお、次の試験日等につきましては、早急に決定し、受験者の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。	施策の参考とする
16	2014/10/20	電話	苦情	理容店店員の接客態度について	散髪をするため、理容店に行ったところ、店員から「アトピーは人にうつる」、「フケが出ているから洗髪してから来てほしい」と言われました。今回が初めてでなく、以前にも言われたことがあるので、かかりつけ医にも確認したところ、「アトピー性皮膚炎は人にうつらない」と聞いており、フケが出るのも体質なので仕方ないと思いますが、理容店に勤務されている人には、正確な知識を持って接客してほしいと思います。正確な知識を持って接客されるよう、理容店全体に周知してほしいと思います。	健康福祉部	食品安全課	貴重なご意見をいただきありがとうございます。理容関係従事者は、公衆衛生の向上のため、正しい知識を持って感染症予防や器具の消毒等を行うことが必要であり、こうしたことは、県では監視や講習会等の場で理容関係事業者へ情報提供しているところです。引き続き、理容所の監視や講習会等の機会を通して、関係者に周知していきます。	施策の参考とする
17	2014/9/26	電子メール	要望	ヘルプマークの導入について	今、東京都ではヘルプマークを作成し、普及に努めています。どうか、三重県でも取り扱い及び普及をお願いします。	健康福祉部	地域福祉課	この度は貴重なご意見をいただきありがとうございます。マーク等を使用して援助が必要な方への配慮を促す取組は、国等でも様々なことが実施されていますが、東京都での「ヘルプマーク」の取組は、「援助や配慮を必要としても外見ではわからない方が援助を得やすくなるよう作成したマーク」ということで、新しい取組であり、興味深く拝見いたしました。三重県では、障がい者、高齢者等を始めとする全ての県民が、自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現のため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」を定めて様々な取組を進めています。今後とも、東京都での取組の普及状況や国等の様々な取組の状況なども参考にしながら、配慮を必要とする方への支援について検討し、取り組んでいきたいと考えております。参考：三重県ユニバーサルデザインのホームページhttp://www.pref.mie.lg.jp/ud/hp/	施策の参考とする
18	2014/10/15	電子メール	要望	ひとり親家庭の医療費助成について	他県から三重県に引っ越してきました。子どもが3人いる母子家庭です。三重県は福祉に手厚いと思いましたが、母子家庭には厳しく感じました。他県では病院での立て替え払いが無く、家計を気にせず病院に通えました。でも三重では立て替え払いをし、数ヶ月後に返済という制度でした。母子家庭は経済的に厳しいから国が守ってくれているのだと思いましたが、立て替えをしていますが、私の所得では急病になっても病院に行けません。毎月ギリギリの生活をしていますので、体調を崩しても我慢をしなくてはなりません。医療費、薬剤費など月に数回病院に行く場合、数万円の立て替えとなつては、家計を圧迫する事になります。立て替え制度の見直しをして頂けると、助かる母子家庭は多いと思いましたが。どうか、見直して頂くようお願い致します。	健康福祉部	医務国保課	この度は一人親家庭等医療費助成制度について貴重なご意見をいただきありがとうございます。窓口負担をなくすこと（現物給付）については、ご指摘のとおり、利用される方にとって窓口の支払いがなくなり、利便性が向上するというメリットがあります。しかし、実施に伴って医療費が増大することや、国民健康保険に対する国から市町への負担金が減額されることによって、県や市町の負担が増加するという課題があります。こうしたことから、窓口負担のあり方については、県と市町で構成する福祉医療費助成制度改革検討会を設置し、慎重に検討しているところですので、ご理解いただけますようお願いいたします。	施策の参考とする
19	2014/9/24	電子メール	苦情	救急医療情報センターについて	先日、三重に泊まりで遊びに行き、夜中に泊まっていたホテルで子どもが怪我をしました。近くの病院に電話をし、こちらにかけてくれと言われた番号にかけました。そこはコールセンターなので今すぐできる適切な処置の仕方等を教えることが出来ないとのことで、24時間やっているお医者さんにつながるコールセンターの番号を教えてください、そちらにかけました。「県外在住の者で三重に遊びに来ている最中に怪我をした。」と伝えたら、「お医者さんにはつなげない。処置だけでも、三重県民しかつなげない。」と言われました。それで子どもが出血多量で死んだり、後遺症が残ったりした場合、責任をとってもらえるのですか。三重に遊びに行けないと思いましたが。これはひどいと思いませんか。コールセンターの人にも怒鳴ってしまいましたが、それでも納得行かなかったの、こちらにご連絡しました。	健康福祉部	地域医療推進課	この度は、三重県における電話案内の対応で、ご不快な思いをおかけしましたこととお詫び申し上げます。また、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございます。その後、お子様のお怪我の具合はいかがでしたでしょうか。救急医療情報センターのコールセンターでは、県外にお住いの方についても、三重県内にご滞在中の方であれば、県内の診療可能な医療機関を案内することとなっております。また、こどもの病気や薬、事故に関する相談を行うみえ子ども医療ダイヤルにおいても、三重県民と三重県に滞在されている方を対象に医療関係の専門相談員が電話相談に応じることとなっております。今回、電話対応者にその認識が足りず、ご不快な思いをおかけし、大変申し訳ございませんでした。三重県民だけでなく、三重県に滞在されている方も対象であるとのことを再度徹底し、気持ちよく三重県へお越しいただけるよう取り組んでまいります。	施策の参考とする
20	2014/9/16	電子メール	提案意見	出会いの場について	僕のように学歴や容姿に自信のない者には出会いがありません。だからもっと街コンとか色々出会いの場を増やしてもらって、色々な女性と知り合いたいです。そうしたら少子化も無くなると思います。	健康福祉部	少子化対策課	ご意見ありがとうございます。さて、三重県では、結婚を希望する方々に、出会いの場の情報を提供するため、県のホームページ「みえの出会い応援サイト」(http://www.ijyu.pref.mie.lg.jp/konkatsu/)において、県内市町等が実施する婚活イベントの情報を発信していますので、ご覧いただきたいと思っております。また、当県では、本年度、少子化対策を重点テーマとして各種施策を進めることとしており、この中で、結婚を希望する方々への出会いの場（婚活イベント等）の情報をさらに充実し、より多様で魅力の高いイベント情報を提供することとしており、現在、準備を進めている状況です。県内市町や民間事業者などの協力をいただきながら、より多くの出会いの場の情報を発信し、結婚の希望がかなう社会づくりに取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。	すでに実施している

21	2014/9/4	封書・葉書	提案意見	「ファザーリング全国フォーラムinみえ」について	6月に開催されました「ファザーリング全国フォーラムinみえ」では、前評判の悪さに、主催者側に大規模な強制とも言える動員要請があったとのことです。これで県の重点項目が少子対策だと言えるのですか。県民に事実を隠し、体裁を整える昔の体質は全く変わっていないようで、残念です。	健康福祉部	少子化対策課	ご意見ありがとうございます。三重県では、平成26年度の県政の重点テーマとして少子化対策を掲げています。その重要な項目の一つとして「男性の育児参画」を位置付けており、その機運の醸成等を図りたいと考えており、そのスタートイベントとして「ファザーリング全国フォーラムinみえ」を産学官民協働で開催しました。少子化対策については健康福祉部の域で収まるのではなく全庁を横断しての取組が必要であることから今回他部局の職員に対しても参加を要請したものです。参加した職員が「男性の育児参画」についての理解を深め、ひいては少子化対策に全庁一丸となって取り組んでいきたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
22	2014/9/17	電話	苦情	児童保護措置費の徴収誤りについて	三重県が児童保護措置費を誤って徴収したそうですね。158万円という金額はすごいと思います。そのことについて責任者が謝罪はしていたようですが、「もう全額返還したから、いいだろう」という感じでした。まったく悪びれた様子がなかったです。私はそう感じましたし、みんなそう思っていますよ。こんなことは一般の社会では通用しません。まさにお役所仕事の典型です。県民のための仕事という認識が欠如しています。公務員という安定した仕事にめぐらをかいて、自分のために楽な仕事だけをやっているから、こうした不祥事が起きたのではないですか。どうしてこういうことになったのかをきちんと調べたのですか。そのあたりの調査がずさんなのではないですか。これまで通りの仕事の仕方だいいと思っっているのですか。特に金銭に関わることはもっと徹底した管理を行うべきです。本当に不愉快で、許せない行為です。大変な腹立ちを感じています。	健康福祉部	子育て支援課	児童保護措置費に係る負担金の徴収誤りにつきましては、不愉快な思いをされたことに対し、心からお詫び申し上げます。今回の事案は、負担金の決定に際し、民法に定める扶養義務者に関する理解が十分でなく、また、チェック機能が不十分であったために発生したものであり、全ての児童相談所における過去10年間分の負担金徴収において、同様の事例がないかの確認を行ったところ、計4件の誤りがあったものでございます。県では、負担金の決定を行う児童相談所の全職員を対象に扶養義務者の範囲を徹底するとともに、負担金の調定・収入事務を行う児童相談センターにおいて、負担金を賦課・徴収する相手が扶養義務者であることの確認を行うこととしたところとす。今後、同様の不適正な事務処理が発生することのないよう、再発防止に努めてまいります。	すでに実施している
23	2014/10/23	電話	要望	旧博物館の植木について	旧博物館に植えられているメタセコイアの木はかなり大きくなっていて、根っこがコンクリートを割るほどに成長しています。何年前かに枝をカットしたこともあったようですが、落葉はこれまで博物館の方が朝早くに清掃してくれていました。今年度に博物館が移転して、今はそこには人がいません。台風シーズン中は、木が倒れないか随分心配しました。これから落葉シーズンになってきます。メタセコイアの葉は、油分を含んでいてすごく滑ります。前の歩道は通学路になっていますので、子どもたちがすべらないように、また、往來する車がスリッパ事故など起こさないように、これまで同様、抜かりなく管理いただきしたいと思います。旧博物館の敷地内は草が茂っていたので気になっていましたが、この前、草刈していただいたようです。落葉の清掃も、ぜひともよろしくをお願いします。	環境生活部	文化振興課	ご意見ありがとうございます。メタセコイアについては、例年11月から12月頃にかけて落葉がありますので、この期間の落葉清掃を民間業者に委託して実施することとしています。旧県立博物館敷地内だけでなく、正面階段前の歩道についても随時清掃を行い、歩行者の皆さんの安全の確保に努めてまいります。	すでに実施している
24	2014/9/24	電子メール	提案意見	三重県総合博物館の掲示物と植栽について	三重県立総合博物館に初めて行きました。大変興味の湧く、再度訪れたい施設でした。博物館のスタッフの熱意が伝わる素晴らしい見せ方で、大変興味を持ちました。ただ、少し残念なのが、指示やポスターなどを掲示物用のシールで留めているところです。少し破れていたり、雑然とした感じがしました。せっかくの新しい博物館のデザインを台無しにしていると感じます。指示案内の看板くらいは予算化して、建築デザインとマッチしつつ視認性の高いしっかりしたものを付けて下さい。あと、1階の駐車場の植栽が雑でした。季節の植栽に植え替えをしてください。三重県民が誇れる博物館であり続けるように期待します。	環境生活部	総合博物館	ご意見ありがとうございます。開館当初のサイン計画は、開館してから来館者に十分に伝わらないことがわかり、応急的に指示やポスターの掲示を実施しました。現在では、専門家による指摘を受けながら、掲示したサインを検証し、博物館のデザインにマッチし、整然としたサイン計画を検討しているところです。また、掲示物の破れの修正、掲示物の貼り付け素材、貼り付け方法など、美しく掲示するように工夫し心掛けてまいります。植栽については、季節の草花を有志の方の協力を得てプランターに植栽しているところですが、花の始まりや終わりの時期にどうしても弱々しく感じられることがあるかと存じます。また、駐車スペース付近の植栽は低木や宿根草を中心に植栽しておりますが、まだ植栽後の日が浅くしっかりと根付いていないことからまばら印象が否めない状態となっております。今後も、植栽管理などを含め、皆さんに親しんでいただける博物館を目指していきたく存じます。	すでに実施している
25	2014/9/22	封書・葉書	提案意見	三重県総合博物館について	MieMuについて、美しい博物館にぜひしていただきたいです。建物が異常に大きい割には公開されているスペースもせまく、もっと他の博物館のようにまた行きたいと思えるような内容にしたいです。職員の方の事務室が多すぎませんか。他の都道府県の博物館と比べてみても、あまりにお粗末です。子どもが遊べるスペースがあっても、子どもが嬉しくて走るとすぐに注意されます。それならば、外の広い芝生に遊具でも置いてもらいたいです。公園にしてもっと利用しやすい、行きやすい博物館にしてください。カフェでもあり、ベンチもたくさんあればよいと思います。	環境生活部	総合博物館	ご意見をいただきありがとうございます。子どもたちに三重の豊かな自然や文化について、楽しみながら学んでもらう場所として館内に「子ども体験展示室」を設置しています。比較的狭い空間の中で、特に休日には未就学のお子さんから小学校高学年ほどの子どもたちまで、幅広い年齢層の子どもたちが訪れています。そのため、それぞれ子どもたちが安全に楽しく見学してもらえるようにという意図でお声かけをしておりますので、ご理解いただければ幸いです。また、公共施設を使うマネーも、子どもたちにとっては博物館の利用を通じた学習の一環として必要であると考えています。博物館の裏手の「ミュージアムフィールド」ですが、ここも自然や歴史・文化を楽しむながら学べる場所としており、自然を観察できる林や三重県内の岩石、古墳石棺などの資料、及び必要最低限のサイン、机・椅子やベンチとして利用できる石のボーダー（石垣状の石列）を設置しています。また、現在、ミュージアムフィールドや駐車場など敷地内の除草作業を実施しており、今後年間を通して維持管理がスムーズに実施できるように計画を進めていきます。なお、周辺の歩道の美化を進めて頂いています「文化通りきれいにし隊」の活動には、微力ながら当館職員も参加させて頂いております。また館内は、お客様に利用していただいている空間以外に、資料を管理している収蔵庫や展示を作成するための作業室、会議室などの諸室があり、博物館の運営のために必要な空間で、職員のための空間が広いわけではありません。頂いたご意見は真摯に受け止め、県民の皆様が何度も行きたくなるように、今後の博物館活動をより充実させた形にしていこう、館職員一同、努力してまいります。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。	すでに実施している
26(A)	2014/10/3	電話	苦情	イベントへの参加について	私は美し国おこし・三重のパートナーグループに登録しています。パートナーグループへの登録の面接後何か月たっても連絡がなかったため、こちらから問い合わせるとどうも忘れていたようです。それで、担当者が見えて急いで登録を進めてくれることになりました。私はあと数か月なのでもういいですと言ったのですが、その担当者は11月のフィナーレのイベントに出るいただくこともできますからおっしゃったので、登録していただきました。しかし、担当者の方からの連絡はなく既にプログラムが決定されたチラシが先日届き、私たちが出られないことを知りました。担当者からは、8月に大緑博への申込書を送付しているの、それに申し込まなかったあなたが悪い、と言われましたが、私は担当者の方との会話の中でお願いしてあったので、信頼してメール等連絡いただけるものとお待ちしていました。裏切られたようで、大変ショックを受けています。県は、県民との対話をどうお考えなのですか。	地域連携部	推進美し国おこし・三重「ム」	「美し国おこし・三重」の取組については、日頃からご理解とご協力を賜りありがとうございます。さて、「美し国おこし・三重」のパートナーグループの登録につきましては、登録手続きが遅れるなど、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。また、当実行委員会主催のイベントへの出演につきましては、貴グループとの座談会の際に、担当者よりご説明を差し上げたところですが、説明内容の解釈に行き違いが生じ、誤解を与えましたことにつきまして、重ねてお詫び申し上げます。今回のイベントへの出演申し込みについては、貴グループを含め、本年7月までに登録いただいたパートナーグループの皆様へ郵送にてご案内しており、既に、申し込みの受付を終了させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。「美し国おこし・三重」の取組期間も、残すところあと僅かとなりましたが、引き続き地域づくり活動を行うグループの皆様と座談会や交流会を通して対話を重ねながら、本県の地域づくりを推進してまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。	すでに実施している

27	2014/10/10	電子メール	提案意見	熊野古道の公式ロングトレイル化について	熊野古道を公式ロングトレイルとして売り出してはどうでしょうか。昨今、世界中でロングトレイルが流行しています。今月もロングトレイルフォーラムが開かれますが、世界遺産を中心とした100キロにおよぶルートです。私は、「巡礼の道」として「伊勢神宮」から「熊野大社」までを古道だけではなく市街地の道も含め公式にルートを決め、トレッキングコースとして売り出したら良いと思います。海外では道に矢印を書いて案内をしているところもあるそうです。新しい道ならカラー舗装で差別化もいかもしれません。全ルートを歩きで回るとしたら、宿泊や食事などかなりの経済効果が見込めると思います。現在では、尾鷲近辺の古道も日帰りの人が多いですが、歩いて踏破するとなると宿泊も増えるでしょう。日本中で最も有名な神社の一つである伊勢神宮、天照大御神の御加護を県南にもと思います。	地域連携部	東紀州振興課	世界遺産熊野古道については、その本質的価値は、伊勢から熊野までの全ての道程にあることから、熊野古道伊勢路を結び、通して歩くことができるための環境整備が重要と考えています。そこで、誰もが安心・安全に熊野古道を歩いていただけるよう、世界遺産登録されている峠道には、約100m毎に「道標」を設置するとともに、伊勢神宮から熊野速玉大社までの全長約170kmには、平成の一里塚として4km毎に「道標」を整備してきました。また、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年を記念して、伊勢から熊野までの行程をイラストマップにした「熊野古道伊勢路図説」を改訂したほか、伊勢から熊野までの約170kmを14日間にわけて踏破する「熊野古道伊勢路踏破ウォーク」を開催し、実際に歩いて体感していただくことで熊野古道の魅力情報を発信しています。今後も歩く人に役立つ情報の提供など、伊勢路を結ぶ事業を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。	すでに実施している
28 (C)	2014/10/27	電子メール	苦情	熊野古道センターについて	熊野古道センターを初めて訪問しました。県の広報などから楽しみにしていましたし、外観も立派なものだったので期待感も高まりました。中にはいると、受付のようなところに職員らしき男性が1人いましたが、特に説明はなく、入場料も無料のようなので、拝見させていただきましたが、清掃中で掃除機の音がやかましく、音声の出る展示物もよく聞こえませんでした。コストを下げることも必要ですが、開館前に清掃業務を終えることができないのでしょうか。多くの訪問者は、遠方から来られていると思います。展示物のレベル、受け入れサービスなど三重県が誇るレベルになっていないと思います。このままでは、三重県のイメージダウンになるだけの施設になるのかと思いますので、早急に現地調査のうえ見直しをお願いいたします。	尾鷲庁舎	地域北地域活性化防災室	貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。また、熊野古道センターにご来館いただいたにもかかわらず、その際には、ご不快な思いをさせてしまいお詫び申し上げます。同センターでは、障がい者や高齢者の雇用及び地域との交流に繋がるよう、障害者就労継続支援事業所やシルバー人材センターに外部委託して清掃業務を実施しておりますが、清掃内容や範囲によりやむを得ず開館時間にかかってしまう場合がございます。今後そうした際には、来館者への配慮を念頭に実施いたしますとともに、職員や関係者に再度周知し業務を行うよう努めてまいります。なお、同センターでは、開館時間前に指定管理者の職員が施設の日常的な点検・清掃も実施しております。いただきましたご意見につきましては、指定管理者と共有し、魅力ある企画展の開催、ホスピタリティの向上など、さらなる改善に向けて取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した
29 (1)	2014/9/24	電子メール	提案意見	大震災後の復興計画について	南海トラフ大震災後の三重県経済復興計画について、いかなる想定をお考えでしょうか。トラフ地震では、三重県は津波で県の半分以上は海水にかかるような想定だと考えます。地震・津波はともかく、インフラの復旧後の医薬品や飲食品の流通や、三重県の産業の復興に関してどう考えておられますか。HPを見る範囲では、海産物は大きな打撃を受け、肉牛は今のうちに高台へ移すしか無い様に思います。海産物が売りの三重県で、どのようなフォローをしてゆくか、見解と考察と想定をお聞かせ願いたいと思います。水田が少ないのがせめてもの救いですが、海産物の復旧は養殖事業も含めて見通しが立てやすい部分です。近畿地方でも和歌山南部と三重県太平洋岸側は大打撃を予想するしかない地形です。ブランド戦略以上に流通分野での復興に関しての率直な意見をお聞きしたいと思います。	農林水産部	水産資源課	災害に強い漁業地域づくりに向けては、水産庁から東日本大震災の被害を教訓として、1.漁業地域における就労者・来訪者の安全確保 2.水産物生産・流通機能の確保 3.漁村の総合的な防災対策の三つの観点に基づいたガイドラインが示されており、これを参考に対策を進めているところです。水産物の流通では、三重漁連の子会社が、津波で被災する恐れのない高台の工業団地に新工場を建設し、この9月に生産を開始しました。このような取組を進めることにより、津波をはじめとする災害に強い水産業を確立していく必要があると考えています。復興に関する具体的な取組は、今後「三重県復興指針（仮称）」の中で策定することとしており、いただいたご意見は取組の参考とさせていただきます。	すでに実施している
30 (C)	2014/9/29	電子メール	要望	田んぼの工事について	近所で実施している田んぼの工事についてですが、改善してもらおうよう要望します。平成26年9月26日、午後6時40分頃、家族がその近くを通行中、大きなトラックが何台も〇〇方面からすごい勢いでやってきて、急に田んぼの方へ入っていききましたが、もう少しで子どもたちが巻き込まれそうになりました。また、急に夜遅くに爆音を立てて大きな機械を動かしました。こんな危険極まりない工事は直ちに中止してください。工事の看板には〇〇〇という業者名が書いてあります。農家の方には大事な工事かもわかりませんが、一般市民には大変迷惑ですのをお願いいたします。去年も田んぼの工事をやっており大変迷惑でしたが、いつも感じの良い警備員さんがおり、今よりもわかりやすくきれいな看板があり、子どもや女性に対してもやさしかったそうです。去年もやったので、なおざりになり、いい加減に手抜きをしているように感じます。特に、土曜・日曜日は子どもたちも学校が休みで外で遊びますので絶対工事はやめてください。大きなトラックの番号は覚えていませんが、他県のナンバーだったそうです。あんな狭い道を大きなトラックが走ってよろしいのでしょうか。今の出入り口からの出入りは中止してください。お願いします。	四日市庁舎	四日市農林事務所農村基盤室	日頃は、稲生地区の区画整理工事にご協力を賜りありがとうございます。稲生地区における県発注の工事としましては、本年度、〇〇〇〇と他1社が工事を行っております。ご指摘を頂きました平成26年9月26日（金）午後6時40分頃の現場作業につきまして、〇〇〇〇へ確認しましたが、その日時におきまして作業は行っておりませんでした。また他1社と〇〇〇〇へも確認しましたが、当該日時での作業は行われておりませんでした。県発注工事における資材や機械の搬入につきましては、〇〇〇〇方面からのルートは使用せず、南方向から〇〇川沿いの市道を通り、〇〇〇バス停付近から進入する計画になっており、工事車両の進入時には交通誘導警備員又は誘導員を配置して安全確保に努めて参りますので、ご理解をお願いいたします。土日の作業につきましては、日曜日は原則休工することとなっております。今後、天候等の都合により工程に遅れが生じた場合にはやむを得ず工事を行う場合がありますが、安全対策を徹底し実施して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。今後ともお気づきの点がございましたら下記までご連絡頂きますよう宜しくお願いいたします。	県民の声を受けて実施した
31	2014/10/16	封書・葉書	照会	農業大学校について	県の農業大学校は入学が簡単だと聞きます。入学者の確保も大切なのはわかりませんが、来る者は拒まずの状態ではダメだと思います。そもそも農業大学校は本当に必要なのでしょうか。人件費は私たちの血税です。人件費に見合うだけの効果を上げているのでしょうか。	農林水産部	農業大学校	農業大学校は、優れた農業経営者等の養成及び農林業者等の研修を行うために県が設置する教育研修機関です。二年課程の入校試験につきましては、推薦入校試験では成績評価の下限を設け、一般入校試験では筆記試験の得点に合格基準を設けるとともに、小論文と面接の結果も含めて総合的に選抜試験を行っています。過去の卒業生には、現在、指導農業士や青年農業士として地域農業のリーダーとなっている方や、JA・市町等へ就職し、指導者として活躍されている方も多く、多くの農業法人等から、即戦力となる人材候補として求人案内をいただいています。また、農業大学校としても学生の就農率の向上に努めており、近年3ヶ年の農業大学校の卒業生の就農率は、43.8%【全国49.0%】（H24.3卒業）、58.7%【全国54.8%】（H25.3卒業）、67.7%【未確定】（H26.3卒業）と向上しています。今後も引き続き優れた農業経営者の養成に努めますので、三重県農業大学校へのご理解とご支援をよろしくお願いいたします。	施策の参考とする
32 (A)	2014/9/11	電子メール	苦情	職員の対応について	先日、おしごと広場みえを利用させていただきましたが、受付の対応が悪く不愉快でした。具体的には、受付の方が他の職員と受付でべちゃくちゃしゃべっていて、放置され、別の方が対応してくれました。県としてどのような教育をされているのですか。今後利用する気になります。	雇用経済部	雇用対策課	ご意見ありがとうございます。受付の職員の行動により、不快感を与えたことについてお詫び申し上げます。来所される方をはじめとした県民の皆様には不快感を与えることがないよう、様々な機会をとらえて職員に徹底してまいります。	今年度内に反映したい

33 (34)	2014/9/24	電子メール	提案意見	ライブカメラの設置について	この前の台風で思ったのですが、鈴鹿川には、カメラがついていますが、三滝川や朝明川には、カメラがついていません。人は心配になればなるほど、危険個所を見に行きたい衝動にかられます。安心に状況把握できるように、ライブカメラを設置してほしいです。また、川だけでなく、土砂災害のおこりそうな場所にも設置してほしいです。お金はかかりそうですが、今後わざわざ見に行かなくても、自宅で安心して状況がわかると安心です。	県土整備部	河川課	今回は貴重なご意見をいただきありがとうございます。現在、三重県では河川水位の状況を把握するために、カメラの設置や映像の提供等は行っていませんが、河川における水位計と雨量計の情報をインターネットやテレビのデータ放送等を通じて、情報提供しています。また、洪水等により相当な被害が発生する恐れのある河川については、避難判断の目安となる「避難判断水位」等を定め、出水時にこれらの水位に達した場合は、市町をはじめとする関係機関に情報を提供し、市町が実施する水防活動や避難勧告等の発令等に役立てていただいています。土砂災害については、近年土石流が多発し、継続的な監視が必要な藤原岳（いなべ市）にライブカメラを設置しています。その他の箇所はライブカメラを設置していませんが、避難判断をするための情報として「土砂災害警戒情報」を気象台と共同で発表しているほか、インターネットで確認できる「三重県土砂災害情報提供システム」において、土砂災害危険箇所の位置、雨量及び土砂災害危険度情報を提供することで対応していますので、ご理解願います。なお、台風や大雨警報発令時等に河川等を見に行くことは大変危険です。安全なご自宅等でテレビ、ラジオ及び市町からの防災情報を収集していただき、近隣の避難所等へ避難してください。【防災みえ.jp】 http://www.bosaimie.jp/kk500.html 【国土交通省川の防災情報】 http://www.river.go.jp/ 【三重県土砂災害情報提供システム】 http://www1.sabo.pref.mie.jp/mie_gis/start.php	反映は困難である
34 (33)	2014/9/24	電子メール	提案意見	ライブカメラの設置について	この前の台風で思ったのですが、鈴鹿川には、カメラがついていますが、三滝川や朝明川には、カメラがついていません。人は心配になればなるほど、危険個所を見に行きたい衝動にかられます。安心に状況把握できるように、ライブカメラを設置してほしいです。また、川だけでなく、土砂災害のおこりそうな場所にも設置してほしいです。お金はかかりそうですが、今後わざわざ見に行かなくても、自宅で安心して状況がわかると安心です。	県土整備部	防災砂防課	今回の意見については、河川課で一括して回答していますので、そちらをご参照ください。	反映は困難である
35	2014/9/16	提案箱	提案意見	道路のカラー舗装について	伊勢の道路をカラーにし、環境を明るく、伊勢を明るくしてほしい。	伊勢庁舎志摩庁舎	伊勢建設事務所保全室	貴重なご意見ありがとうございます。道路のカラー舗装は、交通事故対策や、景観向上を目的としています。交通事故対策として実施するカラー舗装は、運転手の注意喚起を促すため、事故が多発する交差点や通学路などで、警察や地域の関係者と協議を行いながら実施しています。また、景観の向上を図るために実施するカラー舗装については、地域で進めるまちづくりと一体的に実施していく必要があります。まちづくりは、地域住民の皆さんが主体となり、行政（市や県など）と共に協働して進めていただくこととなります。カラー舗装を実施するには、予算や維持管理の課題もありますが、今後、地域住民の皆さんがまちづくりについて検討され、その一環としてカラー舗装を希望される場合は、関係機関との協議を行い、検討していきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	反映は困難である
36	2014/10/1	電子メール	苦情	県道の舗装について	伊勢、志摩市間の道路、通称伊勢道路のトンネルの中の道はどうして舗装し直してくれないのですか。トンネルではないところは綺麗に舗装されているのですがトンネルの中の道はガタガタです。どうして直してくれないのですか。	伊勢庁舎志摩庁舎	伊勢建設事務所保全室	舗装の修繕については、限られた予算の中で、路面の状況を考慮し走行上著しく支障をきたしている箇所などから順次実施しています。当該トンネルについては、コンクリート舗装となっていますが、走行上著しく支障をきたすような路面状況とはなっていないことから、現時点では舗装修繕工事の予定はありません。今後も引き続き道路舗装の適切な維持管理に努めていきますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	反映は困難である
37	2014/10/13	電子メール	照会	県立学校グラウンド横の未利用地について	県立学校のグラウンド横に未利用の空き地が数年前からありますが、あれはいったい何のために三重県が保有しているのですか。現在は草むらです。明確な利用計画を教えてください。ないのであれば、即刻売却してください。	教育委員会	学校施設課	貴重なご意見ありがとうございます。当該土地については、現在のところ未整備ではありますが、今後、学校のグラウンドとして整備、活用していく予定です。（整備時期は未定です。）	反映は困難である
38	2014/9/29	電子メール	提案意見	三重の子どもの学力向上について	知事の記者会見をテレビで見ました。点数にこだわるのではないと言われていますが、現実には、県民の目は点数や順位向上にとらわれていると思えてなりません。スタディチェックの採点することで、子どもの学習の状態を分かってもらうという内容の知事の発言が最も引かかりました。わざわざそんなことをしなくても、日々の授業の中で、学習内容の定着状況や課題は十分把握しています。スタディチェックをする時間は授業時間の無駄であり、採点の煩わしさはさらに問題です。授業準備などの時間がとられるだけです。計画書や報告書や会計処理のスリム化を図り、子どもと向き合い、学習指導に専念できる環境づくりが子どもたちの学力向上につながります。また、点数にとられる風潮をあおるのではなく、塾に頼らない家庭学習の習慣作りが進むような取組が大切であると考えます。子どもたちが大人になって、三重県で生きがいを持って働ける県づくりをよろしくお願いいたします。	教育委員会	小中学校教育課	この度は、貴重な御意見ありがとうございます。今年度の全国学力・学習状況調査の本県の結果は、教科に関する調査結果では、全ての教科で3年連続で全国平均を下回るなど、大変厳しい結果でした。また、学校に対する調査では、小中学校ともに言語活動の充実に向けた取組や授業におけるめあてと振り返る活動の充実、校長の授業の見回りなど、学校全体で組織的に取り組むことが必要である項目に課題が見られました。この厳しい結果に対して、県教育委員会はもとより、市町教育委員会や、全ての学校の校長と教職員一人一人が真摯に向き合い、危機感を持って本県の日頃の教育活動を振り返る必要があると考えています。県教育委員会としましては、今年度より「みえスタディ・チェック」として、学習指導要領を踏まえ、知識・技能を活用する力の定着状況が確認できる問題を作成し、県内小中学校における取組を進めています。子どもたち一人一人の学習状況を把握し、個に応じたきめ細かな指導を行うためにも、授業を行う先生方が、子どもたちの実際の解答を確認し、どのようなつまづきがあるのかを把握することが重要であると考えています。「みえスタディ・チェック」の実施につきましては、市町教育委員会や学校からのご意見等も踏まえて、必要な改善を行うなかで、一層円滑かつ効果的に活用を通して、授業の改善に生かしていきたいと考えています。三重の子どもたちは無限の可能性を持っています。その可能性を引き出し、将来、自信を持って社会で活躍できるよう、学校・家庭・地域が一丸となって子どもの学びや育ちに関わっていかねばなりません。県教育委員会では、市町教育委員会と連携し、県民総参加による「みえの学力向上県民運動」を展開しています。県教育委員会としては、県民の皆様のご意見を踏まえ、より効果的な取組が推進できるよう取り組んでまいりますので県民の皆様の御理解と御協力を引き続きよろしくお願いいたします。	すでに実施している

39	2014/9/24	電子メール	要望	運動部の指導について	大阪府が私立中学校の教員の負担を軽減するため、来年度から一部の中学校で運動部の指導を外部に委託することを目指し、具体的な制度設計を進めていくとの報道がありました。三重県も同じように実施してください。	教育委員会	保健体育課	運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導のもとに運動やスポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われています。しかし、生徒数の減少や競技経験がなく部活動を指導する教員の状況、多忙化による教員の負担増など、運動部活動を取り巻く環境には課題があります。このことから、三重県教育委員会では、専門的な知見を有する地域のスポーツ指導者を外部指導者として、中学校及び高等学校に派遣しています。これにより、学校教育としての運動部活動の指導体制の構築、教員の負担軽減、効果的な指導方法の定着を図る事業の取組を進めていますので、ご理解くださるようお願いいたします。	反映は困難である
----	-----------	-------	----	------------	---	-------	-------	--	----------